

【DEP オプション（メンテナンス）個別規約】

| | |
|------|---|
| 提供内容 | <p>当社は、KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約に基づき DEP 導入サポート個別規約（以下、本個別規約とします）を定めます。本個別規約、KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約および Apple Business Manager (Apple 提供) 登録サービス by KDDI 利用規約に基づき、お客様が所定の申込書等で指定したお客様の au スマートフォン又はタブレット端末等のデバイス（以下「対象スマートフォン等」といいます）に対して、Apple Inc.（以下「Apple 社」といいます。）の提供する Apple Business Manager（以下 ABM）もしくは Apple School Manager（以下 ASM）へのデバイス登録をお客様が利用するにあたって、DEP オプション（メンテナンス）（以下、本サービス）のうち、お客様が申し込まれた項目を提供します。提供する項目は以下の通りです。</p> <p>① 対象スマートフォン等導入時に ABM もしくは ASM サーバに登録されたデバイスに対して、対象スマートフォン等の ABM もしくは ASM サーバ登録申込時の注文番号（以下「ABM 等デバイス注文番号」といいます。）を元に、Enterprise Mobility Management あるいは Mobile Device Management（以下「対象 EMM 等」といいます。）の紐付設定（サーバの割当）をお客様に代わって行います。</p> <p>また、予備機追加時も同様の対応を行います。</p> <p>② 対象スマートフォン等の新規導入、予備機先出対応、および預かり修理の出荷時に、対象 EMM 等にて事前に取り決めた DEP 定義プロファイルおよび構成プロファイルの割り当てをお客様に代わって行います。</p> <p>また、キッティングを実施する場合には、キッティング後も ABM もしくは ASM サービスが有効な状態にて出荷できるように対応を行います。</p> |
|------|---|

| | |
|----------------------------|--|
| <p>提供条件 ※前頁記載以外の事項</p> | <p>(1) 本サービスの対象スマートフォン等は、KDDIの業務支援ソリューション「スマートフォンメンテナンスサポート」の提供対象である必要があります。</p> <p>また、既に「スマートフォンメンテナンスサポート」ご利用のお客さまも、改めて故障エントリーシートでの手続きを必要とします。</p> <p>(2) 本サービスの対象スマートフォン等は、予備機も含め ABM もしくは ASM の対象デバイスであるものとします。</p> <p>(3) 本サービスの料金は、後記料金表のとおりとします。</p> <p>(4) 対象 EMM 等が KDDI Smart Mobility Safety Manager 以外の場合、お客様は当社に対象 EMM 等の操作マニュアルをご提出いただくものとします。</p> <p>(5) お客様自身にて実施する Apple 社に対する ABM もしくは ASM 申込手続きが完了し、Apple 社が提供する ABM もしくは ASM サービスが利用可能となっている必要があります。</p> <p>また、Apple 社が提供する ABM もしくは ASM サービスの利用規約が変更となった際には、お客様自身にてお客さまが ABM もしくは ASM サービス申込時に登録したメールアドレスにて ABM もしくは ASM サーバにログインし、速やかに Apple 社の利用規約へ同意いただく必要があります。</p> <p>※お客様が Apple 社の利用規約に同意いただくまでの間、当社が提供内容(1)項に記載のサービスが遅延したり実施できなかったとしても、当社は、一切責任を負わないものとします。</p> <p>また、お客様が Apple 社の利用規約に同意いただくまでに無効となった機能についての復旧対応も本サービスの中には含みません。</p> <p>(6) 対象 EMM 等において、ABM もしくは ASM に係る機能を利用可能とするにあたり必要となる手続きが完了し、対象 EMM 等にて ABM もしくは ASM に係わる操作が可能となっている必要があります。</p> <p>(7) 対象 EMM 等にて、サーバトークン登録、Apple Push 証明書登録、DEP 定義プロファイル登録等の 対象スマートフォン等導入時に必要となる環境の準備が完了している必要があります。</p> <p>また、サーバトークンおよび Apple Push 証明書は、有効期限が有効な状態である必要があります。</p> <p>※環境の準備が完了していない、もしくは、有効期限内に年次更新作業が未実施により当社が提供内容(1)項に記載のサービスが遅延したり実施できなかったとしても、当社は、一切責任を負わないものとします。</p> <p>(8) 対象スマートフォン等導入の際には ABM もしくは ASM デバイス登録申込を実施していただく必要があり、本サービスに対して ABM 等デバイス注文番号毎での手続きを必要とします。</p> <p>(9) お客様は、当社に対して、対象 EMM 等の管理者画面への最新のログイン ID/パスワード（以下「管理者 ID 等」といいます。）を、当社に書面にて通知するものとします。</p> |
|----------------------------|--|

- (10) 当社は、お客様管理者 ID もしくは、お客様の了承のもと管理者 ID 等を使用し当社での代行作業用に発行された管理者画面ログイン ID / パスワード（以下、「作業用ログイン ID 等」といいます。）を使用し、対象 EMM 等 管理者画面内で所定の操作を行うものとします。
上記事項に関しては、申込書への押印をもって、お客様にご了承頂いたものとみなします。
- (11) お客様は、作業用ログイン ID 等もしくは管理者 ID 等の変更及び削除は行わないものとします。
変更した場合、直ちにかかる変更後の 作業用ログイン ID 等もしくは管理者 ID 等を当社へ書面で通知するものとし、当社は、かかる通知を受けた後、変更された作業用ログイン ID 等もしくは管理者 ID 等を使用して、当該管理用画面内で所定の操作を行うものとします。
※書面で通知を当社が受領していない場合、これにより当社が提供内容(1)項に記載のサービスが遅延したり実施できなかったとしても、当社は、一切責任を負わないものとします。
- (12) 当社が提供内容(1)項に記載のサービスを提供するにあたって、ABM もしくは ASM サーバでの作業を代行する場合、ABM もしくは ASM サーバにログイン可能な Apple ID（以下、「ABM 等ログイン用 Apple ID」といいます）とパスワード、二段階認証用として登録された電話番号を当社へ書面で通知するものとし、当社は通知された ABM 等ログイン用 Apple ID とパスワードを使用し、当該管理用画面内で所定の操作を行うものとします。
- (13) 当社はお客様了承のもと、二段階認証用の電話番号として当社所有の電話番号を登録させていただきます。
上記事項に関しては、申込書への押印をもって、お客様にご了承頂いたものとみなします。
- (14) 当社にて ABM もしくは ASM サーバでの作業を代行する場合、またはサーバトークンの年次更新代行作業を行う場合、もしくは、お客様了承のもと、二段階認証用の電話番号として当社所有の電話番号を登録させていただき場合、二段階認証用として通知いただいたお客様電話番号に対して通知される Apple ID 確認コードの確認を当社の営業時間内かつ Apple ID 確認コードが有効な制限時間内にて確認し通知をしていただけるものとします。
※二段階認証用として当社所有の電話番号を登録しての運用となっていない場合、および当社所有の電話番号を二段階認証用として登録が完了するまでの間にお客様から通知いただいた二段階認証用の電話番号が解約されたり、確認先として通知いただいた連絡先にて連絡取れない、お客様にて二段階認証用電話番号に通知される Apple ID 確認コードを所定の時間内に確認の対応をいただけない等の理由により当社が提供内容(1)項に記載のサービスが遅延したり実施できなかったとしても当社は一切責任を負わないものとします。
- (15) お客様は、サーバトークン登録時に用いた ABM 等ログイン用 Apple ID のパスワード情報を変更しないものとし、変更した場合、ただちにかかる変更後のパスワード情報を当社に書面にて通知するものとします。
当社は、かかる通知を受けた後の実施作業から、変更されたパスワードを使用して、当該管理用画面内で所定の操作を行うものとします。
※サーバトークンを登録された ABM 等ログイン用 Apple ID のパスワードを変更されたことにより、当社が提供内容(1)項に記載のサービ

スが遅延したり実施できなかつたとしても、当社は、一切責任を負わないものとします。また、パスワード変更に伴う サーバトークンの再登録等の復旧対応も本サービスの中には含みません。

- (16) 当社はお客様了承のもと、Apple Push 証明書の年次更新代行作業を行う場合は、Apple Push 証明書登録を行った Apple ID とパスワードを当社へ書面で通知するものとします。

当社は通知された Apple ID とパスワードを使用し、当該管理用画面内で所定の操作を行うものとします。

- (17) お客様自身がサーバトークン、または Apple Push 証明書もしくはその両方の年次更新作業を実施する場合、有効期限内に年次更新を実施するものとします。

※お客様が年次更新作業を実施する場合、有効期限内に年次更新作業を実施しないことにより、当社が提供内容(1)項に記載のサービスが遅延したり実施できなかつたとしても、当社は、一切責任を負わないものとします。

- (18) キットアップ作業が伴う場合には、事前にキットアップ内容および DEP 定義プロファイルの内容を元に検証を行い、手順が確立されていることを前提とします。

※事前の検証が行えていない場合、当社が提供内容(1)項に記載のサービスが遅延したり実施できなかつたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

- (19) 対象スマートフォン等に割り当て対象として取り扱い可能な DEP 定義プロファイルは1種類のみとし、初回申込み時に指定していただきます。

- (20) 予備機には、指定いただいた DEP 定義プロファイルを割り当てた状態で保管するものとします。

- (21) DEP 定義プロファイルおよび構成プロファイル以外の設定の対応については本サービスの中には含みません。

また、対象スマートフォン等毎に異なる構成プロファイルの割当についても本サービスの中には含みません。

- (22) 1回の ABM 等 デバイス注文番号にて対応できるデバイス数は 300 台までとし、それ以上の場合は ABM 等 デバイス注文番号を分割して別に申し込む必要があります。

- (23) 当初 DEP デバイスとして登録されたデバイスが、機種変更などの要因により、DEP デバイスとして取り扱い対象外となる場合には、別途定める様式にて手続きいただくものとします。

- (24) お客様の故意・過失に起因して、提供内容(1)項に記載のサービスが遅延したり実施できなかつたとしても当社は一切責任を負わないものとします。当社の故意・過失によらない場合も同様とします。

- (25) 当社は、本個別規約の変更が合理的に必要となった場合、本個別規約を変更する場合があります。この場合、本サービスは、変更後の規約の定めによります。なお、当社は、変更後の本個別規約及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページ等において周知するものとし、変更後の本個別規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

別表 1 月額料金表

| 提供内容(1)① の提供有無 | 提供内容(1)② の提供有無 | 金額(税込) |
|-------------------|-------------------|---------|
| 無 | 有 | 55 円/台 |
| 有 | 有 | 110 円/台 |